

03 発明をしたときは？

発明をした場合は、知財センターまでメールかFAXでご連絡下さい。知財センターの担当者が発明者のところまでお伺いし、発明の内容についてヒアリングします。

知財センターの担当者はヒアリングをもとに発明評価資料(ヒアリングシート)を作成し、発明者に確認してもらった上で、知的財産審議委員会での審議資料とします。

ヒアリングの際にお伺いするポイント

(1) 発明の新規性

従来の技術と比較して新しい点(=発明のポイント)をお聞きします。

(2) 発明の進歩性

従来の技術と比較して発明が格段に優れている点をお聞きします。

(3) 発明の産業上の有用性 ☎用語

発明が具体的にどのような産業で利用されるものであるかをお聞きします。

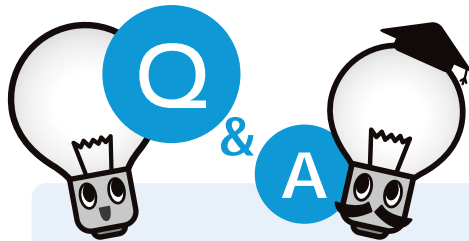
連絡先

学校法人日本医科大学 知的財産推進センター(略称:知財センター)

E-mail: nms-tlo@nms.ac.jp FAX: 03-3822-2834

Tel: 03-5814-6637





Q ヒアリングの際に準備する資料はありますか？

A 発明に関連する論文や文献のコピー、実験データ等をご準備下さい。

Q 発明が特許になるかわからなくても連絡してよいですか？

A 特許になるかどうかで不明なときもお気軽にご連絡下さい。

Q 産業上の有用性はなぜ必要なのですか？

A 特許の審査を行っている特許庁は経済産業省の下部組織です。つまり、出願された発明が産業の発展に寄与するものかどうか審査の一つのポイントになります。ヒアリングの際には発明が利用されることによって、どれほどの経済効果が見込まれるのかをお聞きします。